

平成 1 5 年度食品安全委員会運営状況報告書

平成 1 6 年 7 月 1 日

内閣府食品安全委員会

目 次

1	食品安全委員会の発足	
(1)	食品安全基本法の制定	1
(2)	食品安全委員会の発足	1
	(資料1) 食品安全委員会と事務局の構成	
2	平成15年度の食品安全委員会の取組	
(1)	食品安全委員会の運営に係る体制の整備	3
①	各種規程の整備	
②	専門調査会の設置	
	(資料2) 専門調査会の構成	
③	リスクコミュニケーションの促進を図るための体制の整備	
(2)	食品安全委員会の計画的な運営	6
①	平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について	
②	平成16年度食品安全委員会運営計画の作成	
(3)	食品健康影響評価の実施	7
①	添加物	
②	農薬	
③	動物用医薬品	
④	器具・容器包装	
⑤	化学物質・汚染物質	
⑥	微生物・ウイルス	
⑦	プリオン	
⑧	かび毒・自然毒等	
⑨	遺伝子組換え食品等	
⑩	新開発食品	
⑪	肥料・飼料等	
(4)	リスクコミュニケーションの取組	16
①	リスクコミュニケーションの現状と課題についての検討及び取りまとめ	
②	意見交換会等の開催	
	(資料3) 意見交換会・懇談会の開催	
③	地方公共団体との連携強化 ～全国食品安全連絡会議の開催～	

④	食品安全モニターの活動	
⑤	食の安全ダイヤルに寄せられた情報・意見等	
⑥	ホームページやパンフレット等を通じた広報活動	
(5)	緊急事態への対処の在り方等に関する要綱等の策定	22
①	食品安全関係府省緊急時対応基本要綱の策定	
②	食品安全委員会緊急時対応基本指針の策定	
(6)	食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・活用	24
①	食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・分析 (資料4) 外国政府機関及び国際機関等の訪問、国際会議等への 出席	
②	情報の収集・整理・分析に関する体制の整備	
③	情報の収集・活用に関するシステム化の推進	
(7)	食品の安全性の確保に関する調査	27
①	食品安全情報の収集・整理・解析に関する調査	
②	食品健康影響評価データ収集調査	
③	食品安全実態モニタリング調査	
④	食品健康影響評価における危害の解析に関する調査	
⑤	リスクコミュニケーションに関する調査	
3	平成15年度の運営状況の総括	28
・トピックス1	米国におけるBSEの発生に対する食品安全委員会の 対応	30
・トピックス2	鳥インフルエンザに関する食品安全委員会の対応	31
表1	「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について」の 記載事項の実施状況について	33
表2	食品健康影響評価を要請された案件の処理状況	
表3	食品健康影響評価を要請された案件の専門調査会別の処理状況	37

【参考資料】 平成16年度食品安全委員会運営計画（平成16年4月
1日内閣府食品安全委員会決定）

※ 表2及び参考資料については、他の配付資料と重複するため添付を省略します。

1 食品安全委員会の発足

(1) 食品安全基本法の制定

我が国では、国内初のBSE（牛海綿状脳症）の発生、輸入野菜の残留農薬問題等、食品の安全を脅かす事件が相次いで発生したほか、食品流通の広域化、腸管出血性大腸菌O157やプリオン等の新たな危害要因の出現、遺伝子組換え等の新たな技術の開発等により、食生活を取り巻く状況が大きく変化してきている。特に、国内におけるBSEの発生は、食品の安全に対する国民の関心を高めるとともに、国民の健康の保護を最優先とする食品安全行政の確立に向けて、様々な見直しを行う直接的なきっかけとなった。

すなわち、平成14年4月の「BSE問題に関する調査検討委員会」（厚生労働大臣及び農林水産大臣の諮問機関）の報告書や同年6月の「今後の食品安全行政のあり方について」（食品安全行政に関する関係閣僚会議取りまとめ）を受けて、消費者の健康保護を最優先に、食品安全行政にリスク分析手法を導入し、食品の安全に関するリスク評価を行う食品安全委員会を新たに設置するとともに、消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法律として食品安全基本法を制定することとなり、翌年2月、食品安全基本法案が国会に提出され、両議院の審議を経て、同年5月、食品安全基本法が成立し、7月1日から施行された。

(2) 食品安全委員会の発足

食品安全基本法の施行に伴い、同法に基づき、国民の健康の保護を最優先に、科学に基づく食品安全行政を推進するため、規制や指導等のリスク管理を担当する厚生労働省や農林水産省等の行政機関（リスク管理機関）から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を実施することを主な役割として、平成15年7月1日、内閣府に食品安全委員会が設置された。

同日、両議院の同意を得た有識者7名が内閣総理大臣により食品安全委員会委員に任命されるとともに、事務局長以下54名の職員から成る事務局が発足した（資料1参照）。

また、同日、委員7名及び谷垣禎一^{たにがきさだかず}食品安全担当大臣の出席の下、食品安全委員会第1回会合が開催され、寺田雅昭^{てらだ まさあき}委員が委員長に互選されたほか、「食品安全委員会運営規程」及び「食品安全委員会の公開について」が決定された。

さらに、同日、厚生労働省から174品目に係る食品健康影響評価の要請が行われている。

その後、原則として毎週木曜日に委員会会合を開催することとなり、平成15年度中に38回の委員会会合をすべて公開で開催した。

資料1 食品安全委員会と事務局の構成

食品安全委員会（7名：常勤4名、非常勤3名）

常勤	委員長	寺田 ^{てらだ} 雅昭 ^{まさあき} （前職：（財）先端医療振興財団副理事長）
	委員長代理	寺尾 ^{てらお} 允男 ^{ただお} （前職：（財）日本公定書協会会長）
	委員	小泉 ^{こいずみ} 直子 ^{なおこ} （前職：兵庫医科大学教授）
	委員	見上 ^{みかみ} 彪 ^{たけし} （前職：日本大学生物資源科学部獣医公衆衛生学研究室教授）
非常勤	委員	坂本 ^{さかもと} 元子 ^{もとこ} （和洋女子大学大学院総合生活研究科科長）
	委員	中村 ^{なかむら} 靖彦 ^{やすひこ} （東京農業大学客員教授）
	委員	本間 ^{ほんま} 清一 ^{せいいち} （お茶の水女子大学生生活科学部教授）

事務局（職員（常勤）54名、技術参与（非常勤）25名）

事務局長

事務局次長

総務課	課長以下 7名 〔総括係、庶務係、委員会係〕
評価課	課長、評価調整官以下 23名 〔調整係、添加物係、残留農薬係、 残留動物用医薬品係、化学物質・汚染物質等係、 微生物・ウイルス係、プリオン・自然毒係、 新食品等係、飼料・肥料等係〕
勧告広報課	課長以下 9名 〔管理係、勧告・モニタリング係、計画係、交流係〕
情報・緊急時対応課	課長以下 12名 〔管理係、情報第1係、情報第2係、情報第3係、 緊急時対応係、国際係、調査係〕
リスクコミュニケーション官	1名

2 平成15年度の食品安全委員会の取組

(1) 食品安全委員会の運営に係る体制の整備

平成15年度は、食品安全委員会が発足した初年度であり、食品健康影響評価の実施、リスクコミュニケーションの促進、緊急の事態への対処、食品の安全性の確保に関する情報の収集等を進めるとともに、並行して、これらの業務を適正かつ効率的に推進するための体制の整備を進めた。

① 各種規程の整備

食品安全委員会は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を実施する機関であり、会議の公開を進めるとともに、議論の過程を国民に知らせることにより、透明性のある運営を進める必要がある。

また、食品安全委員会は、厚生労働省や農林水産省等のリスク管理機関からの独立性を確保しつつも、食品健康影響評価の実施やリスクコミュニケーションに当たっては、リスク管理機関との十分な連携に努めなければならない。

このため、食品安全委員会においては、中立公正かつ透明性の高い運営の確保やリスク管理機関との連携強化等に向けて各種規程を整備した。

ア 食品安全委員会の運営に関する規程の整備

食品安全委員会の発足当日の平成15年7月1日に開催された第1回委員会会合において、「食品安全委員会運営規程」を策定し、原則として毎週1回委員会会合を開催するとともに、議事録を作成することとした。また、「食品安全委員会の公開について」を決定し、委員会会合を原則公開するとともに、議事録や提出資料等についても、公開することにより特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合を除いて、原則として公開することとした。

また、7月9日に開催された第2回委員会会合において、「食品安全委員会専門調査会運営規程」を策定し、専門調査会の設置、所掌及び議事録の作成等を定めた。

さらに、企業からの審査申請等に基づく、組換えDNA技術応用食品、農薬、添加物、動物用医薬品、特定保健用食品、飼料添加物、肥料等に関する食品健康影響評価について、中立性及び公正性を確保するため、同年10月2日に開催された第13回委員会会合において、「食品安全委員会における調査審議方法等について」を決定し、利害関係を有する専門委員等の出席及び議決への参加に制限を設けた。

イ 食品安全行政の円滑な推進のための規程の整備

～食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項の策定～

食品安全基本法第21条においては、政府は、同法第11条から第20条ま

で定める食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっての基本的な方針を具体化するため、食品安全委員会の意見を聴いた上で、これらの実施に関する基本的事項を閣議決定し、公表することとされている。

このため、食品安全委員会は、平成15年10月15日に内閣総理大臣から「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（以下「基本的事項」という。）について意見を求められたのを受けて、9月16日に発足した企画専門調査会を中心に基本的事項に盛り込むべき事項について検討し、同年12月11日、食品安全委員会の意見を取りまとめ、内閣総理大臣に提出した。この意見を基に、国民からの意見募集の結果も踏まえて、本年1月16日に基本的事項が閣議決定された。

ウ リスク管理機関との連携に関する規程の整備

食品安全基本法第15条は、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、食品の安全性の確保に関する施策が策定されなければならない旨規定しており、これを受けて、基本的事項において、食品安全委員会は、リスク管理機関との間で、連携及び政策調整の具体的な手法について、取極めを締結し、公表することとされた。

このため、本年2月18日、食品安全委員会は、厚生労働省、農林水産省及び環境省との間で、「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」の申合せを行い、各府省の担当部局長を構成員とする「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」の設置等、各府省相互間の連携・政策調整の強化を図るための具体的な方策を定めた。

これらに基づき、食品安全委員会とリスク管理機関は、食品健康影響評価及びその結果に基づくリスク管理措置の実施に際し、共通の理解を得るよう努めるとともに、食品安全委員会が事務の調整を行うことにより効果的なリスクコミュニケーションの実施を図るなど、相互に緊密に連携して食品安全行政を推進している。

② 専門調査会の設置

平成15年7月9日に策定された「食品安全委員会専門調査会運営規程」に基づき、食品安全委員会の下に、同委員会の活動に関する年間計画等を調査審議する企画専門調査会、同委員会が行うリスクコミュニケーション等について調査審議するリスクコミュニケーション専門調査会、重大な食品事故等緊急時における対応のあり方等について調査審議する緊急時対応専門調査会を設置したほか、食品健康影響評価に関する専門調査会として、添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、化学物質、汚染物質、微生物、ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等、遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料等の各専門調査会を設置し（資料2参照）、これら16の専門調査会の構成員として、内閣総理大臣により

資料2 専門調査会の構成

16 専門調査会 専門委員実数 171名 (延べ214名)

企画 専門委員 16名
 座長：^{とみながすけたみ}富永祐民 財団法人愛知県健康づくり振興事業団健康科学総合センター長

リスクコミュニケーション 専門委員 16名
 座長：^{せきざわ じゅん}関澤 純 徳島大学総合科学部教授

緊急時対応 専門委員 13名
 座長：^{まるやま つとむ}丸山 務 社団法人日本食品衛生協会技術参与

(化学物質系評価グループ)

添加物 専門委員 10名
 座長：^{ふくしましろうじ}福島昭治 大阪市立大学医学研究科長・医学部長

農薬 専門委員 14名
 座長：^{すずきかつし}鈴木勝士 日本獣医畜産大学医学部教授

動物用医薬品 専門委員 15名
 座長：^{みつもりくにとし}三森国敏 東京農工大学大学院共生科学技術研究部動物生命科学部門獣医病理学研究室教授

器具・容器包装 専門委員 13名
 座長：^{やまぞえ やすし}山添 康 東北大学大学院薬学研究科教授

化学物質 専門委員 12名
 ※未開催

汚染物質 専門委員 12名
 座長：^{さとう ひろし}佐藤 洋 東北大学医学部教授

(生物系評価グループ)

微生物 専門委員 15名
 座長：^{わたなべはるお}渡邊治雄 国立感染症研究所副所長

ウイルス 専門委員 12名
 座長：^{たしろまさと}田代真人 国立感染症研究所ウイルス第三部長 (村山分室)

プリオン 専門委員 12名
 座長：^{よしかわやすひろ}吉川泰弘 東京大学大学院農学生命科学研究科獣医学専攻教授

かび毒・自然毒等 専門委員 14名
 座長：^{さたけもとよし}佐竹元吉 お茶の水女子大学生生活環境研究センター教授

(新食品等評価グループ)

遺伝子組換え食品等 専門委員 15名
 座長：^{はやかわたかお}早川堯夫 国立医薬品食品衛生研究所副所長

新開発食品 専門委員 12名
 座長：^{かみのがわしゅういち}上野川修一 日本大学生物資源科学部食品科学工学科教授

肥料・飼料等 専門委員 13名
 座長：^{からぎひであき}唐木英明 東京大学名誉教授

172名の専門委員が任命された（本年6月10日現在171名）。

このうち、企画及びリスクコミュニケーションの専門調査会においては、食品の安全性の確保に関心を有する消費者等から専門委員の公募を行い、96名の応募者の中から、論文選考及び委員の面接により選ばれた4名が、両専門調査会の専門委員として2名ずつ任命された。

平成15年度においては、化学物質、かび毒・自然毒等以外の14の専門調査会において合計75回の会合（2つの専門調査会合同の会合5回を含む。）が開催された（うち非公開は17回）。各専門調査会会合の開催回数は以下のとおりである。

企画（6回）、リスクコミュニケーション（7回）、緊急時対応（5回）、添加物（6回）、農薬（8回：うち非公開6回）、動物用医薬品（8回：うち非公開3回）、器具・容器包装（2回）、汚染物質（3回）、微生物（2回）、ウイルス（2回）、プリオン（7回）、遺伝子組換え食品等（10回：うち非公開3回）、新開発食品（7回：うち非公開4回）、肥料・飼料等（7回：うち非公開1回）

③ リスクコミュニケーションの促進を図るための体制の整備

食品安全委員会においては、食品の安全性の確保に関する施策の策定に国民の意見を反映するとともに、その過程の公正性及び透明性の確保を図るため、リスクコミュニケーションの促進に努めているところである。平成15年度は、意見交換会の開催等により、リスクコミュニケーションを促進する一方、食品安全委員会からの情報提供、消費者や食品関連事業者等の関係者からの情報・意見等の収集を円滑に進めるための仕組みの構築に努めた。

具体的には、平成15年7月8日、食品安全委員会の運営状況等について、適時適切な情報提供を行うためにホームページを開設する一方、同年8月1日には、事務局内に「食の安全ダイヤル」を設置し、国民からの問合せ、情報提供、意見等の受付を開始した。

また、消費者から日常の生活を通じた情報、意見等を収集し、食品の安全性の確保に関する施策の的確な推進に役立てるため、食品安全モニターを募集した結果、全国各地から2,825名の応募があり、応募理由や地域別・性別・年齢別等のバランスを考慮して選定し、同年9月5日、470名に依頼した。

(2) 食品安全委員会の計画的な運営

① 平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について

平成15年度は、食品安全委員会が発足した初年度であり、7月からの9ヶ月間であったため、あらかじめ年間を通じた食品安全委員会の運営計画を作成することとはしなかった。しかしながら、食品安全委員会の初年度の運営に当たり、専門家、消費者、食品関連事業者等幅広い専門委員で構成されている企画専門調査会の意見を踏まえることが適当と考えられたため、食品安全委員会の活動に関

する年間計画に係る調査審議を担当する同専門調査会において「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について」の意見を取りまとめ、平成15年10月30日の第17回委員会会合において報告した。

食品安全委員会においては、平成15年度の食品健康影響評価やリスクコミュニケーションの実施に当たり、当該意見を踏まえた運営に努めた。なお、「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について」の実施状況については、表1のとおりである。

② 平成16年度食品安全委員会運営計画の作成

初めて年間を通じた食品安全委員会の運営が行われることとなる平成16年度においては、平成16年度食品安全委員会運営計画を定め、重点課題を明らかにして、委員会運営を計画的に進めることとした。

このため、本年3月12日の企画専門調査会第6回会合及び18日の第37回委員会会合において、運営計画案について審議し、国民からの意見募集を経て、4月1日の第39回委員会会合において運営計画を取りまとめた。

(3) 食品健康影響評価の実施

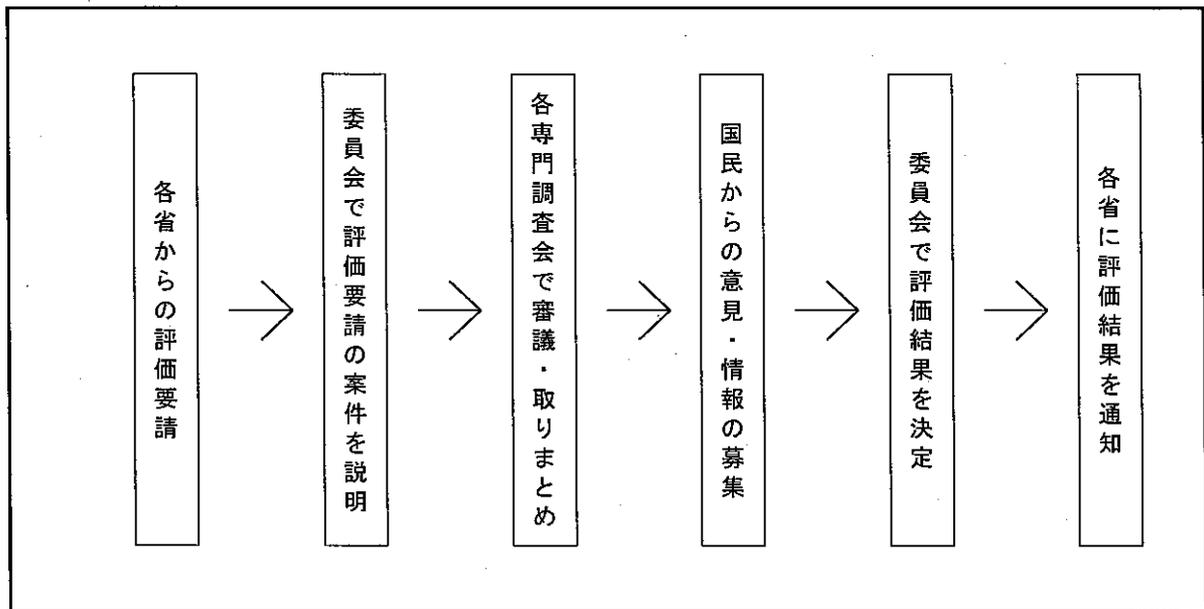
食品健康影響評価の実施に当たっては、厚生労働省や農林水産省等から食品健康影響評価に関する意見を要請された案件について、委員会会合で説明を受けた後、専門調査会において審議を行い、審議結果案の取りまとめを行っている。

この審議結果案については、原則として、広く国民からの意見・情報の募集を4週間にわたって行い、最終的に食品安全委員会において寄せられた意見・情報を踏まえて審議の上、評価結果を決定し、各省に通知している。

平成15年7月の食品安全委員会発足以来、本年3月31日までに、添加物、農薬、動物用医薬品、特定保健用食品等を始めとする278品目について食品健康影響評価に関する意見の要請があり、同日現在、63品目について評価結果を通知した。

また、食品健康影響評価に必要なデータの明確化を図るため、必要に応じ、食品健康影響評価の対象となる危害要因ごとに、安全性を評価するための基準や考え方を策定することとしている。本年3月31日までに、国民からの意見・情報や遺伝子組換え食品等専門調査会における審議の結果を踏まえ、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」について決定した。

食品健康影響評価の流れ



① 添加物

平成15年7月、厚生労働省から、添加物10品目について食品健康影響評価の要請があり、食品安全委員会において審議を行った結果、同年7月にコウジ酸、メチルヘスペリジン、リン酸三マグネシウム、ステアリン酸マグネシウム、酸化マグネシウム及び炭酸マグネシウムについて、8月にアセスルフアムカリウムについて、9月にL-アスコルビン酸2-グルコシド、亜硫酸塩類（5品目）及びタール色素について、評価結果を厚生労働省に回答した。

その後、平成15年度中に17品目について食品健康影響評価の要請があり、10月29日に発足した添加物専門調査会において、順次、食品健康影響評価に着手している。

具体的には、本年3月3日の同専門調査会第5回会合において、2-エチル-3, (5or6)-ジメチルピラジン（香料）及び2, 3, 5, 6-テトラメチルピラジン（香料）について食品の着香の目的で使用する場合には安全性に懸念はないと考えられると評価し、グルコン酸亜鉛（栄養強化）及びグルコン酸銅（栄養強化）について許容上限摂取量を設定した。また、同月24日の第6回会合において、イソブタノール（香料）について食品の着香の目的で使用する場合には安全性に懸念はないと考えられると評価した。これら5品目については、広く国民から意見を募集した上で、5月27日の第46回委員会会合において審議を行い、厚生労働省に評価結果を回答した。

さらに、3月に食品健康影響評価の要請のあったステアリン酸カルシウムについては、5月20日の添加物専門調査会第9回会合における審議の結果、ADIを特定しないこととされ、現在、評価結果を取りまとめ中である（以下、本文中においては特記ない限り、6月10日現在とする）。

このほか、ポリソルベート類（4品目）、ナタマイシン、ナイシン、亜塩素酸ナトリウム、亜酸化窒素、アセトアルデヒド、プロパノール及びイソプロパノールについては現在審議中である。

② 農薬

平成15年7月、厚生労働省から、農薬15品目に係る食品中の残留基準の設定・改正について食品健康影響評価の要請があり、同年9月18日の第11回委員会会合において、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会報告等に基づき審議を行い、同省に評価結果を回答した。

また、10月には、3品目（ノバルロン、ピリダリル及びエチプロール）について食品健康影響評価の要請があり、同月27日に発足した農薬専門調査会において審議を行った後、ノバルロンにあつては12月25日の第25回委員会会合において、ピリダリルにあつては本年1月15日の第27回委員会会合において、それぞれ一日摂取許容量（ADI）を設定し、厚生労働省に回答した。

その後、11月に3品目（ボスカリド、オキサジアルギル及びピラクロストロビン）、12月に2品目（ベンチアバリカルブイソプロピル及びメタアルデヒド）、本年2月に3品目（フェンアミドン、オリサストロビン、メトコナゾール）について食品健康影響評価の要請があり、このうちボスカリドについては、5月20日の第45回委員会会合においてADIを設定し、厚生労働省に回答した。

このほか、昨年7月、厚生労働省から、清涼飲料水の規格基準の改正に伴う農薬93品目に係る食品中の残留基準の設定について食品健康影響評価の要請があり、10月27日の農薬専門調査会第1回会合及び本年1月28日の第6回会合において審議を行い、さらに追加資料を収集するとともに、追加資料の入手状況ごとに優先順位を付して評価を進めることとしている。

③ 動物用医薬品

平成15年7月、厚生労働省から、動物用医薬品5品目（サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン、ストレプトマイシン、ダイフロキシシン及びカルバドックス）に係るADIの設定について食品健康影響評価の要請があり、食品安全委員会において審議を行った結果、カルバドックスを除く4品目については、同月24日の第4回委員会会合においてADIを設定したが、カルバドックスについては、8月28日の第8回委員会会合において、その代謝物に遺伝毒性発がん性が認められることから、ADIを設定することができない旨の評価結果を取りまとめ、厚生労働省に通知した（この結果、残留基準は「検出されないこと」となった）。

10月8日の動物用医薬品専門調査会の発足後は、12月5日の同専門調査会第2回会合において、厚生労働省及び農林水産省から食品健康影響評価の要請の

あった3品目（エトキサゾール、イミダクロプリド及び牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン）の基準等の設定について審議が行われ、このうちイミダクロプリドについては同会合において、牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチンについては本年1月13日の第3回会合において、適切に使用される限りにおいてヒトの健康に与える影響は無視できることとされ、意見募集を行った後、食品安全委員会において、専門調査会における審議結果を了承し、両省に回答した。

その後12月に、厚生労働省及び農林水産省から食品健康影響評価の要請のあった2品目のうち、ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりビブリオ病・ α 溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチンについては、動物用医薬品専門調査会において審議を行った結果、適切に使用される限りにおいてヒトの健康に与える影響は無視できることとされ、ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤については、ADIが設定され、それぞれ、意見募集を行った後、食品安全委員会において、専門調査会における審議結果を了承し、両省に回答した。

また、国内における鳥インフルエンザの発生に際し、本年3月、厚生労働省及び農林水産省から要請のあった鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品に係る食品健康影響評価について、同月10日の動物用医薬品専門調査会第7回会合及び同月25日の第38回委員会会合において審議した結果、適切に使用される限りにおいて食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は実質的に無視できることとされ、併せてワクチンの接種後少なくとも36週間の休薬期間を設けること、鳥インフルエンザの防疫措置は早期の摘発及び淘汰により根絶を図ることが基本であることから、これによる根絶を図ることが困難となった場合に使用を限定すべきこと等が付記された。

このほか、飼料添加物又は動物用医薬品として抗菌性物質を使用することにより選択された薬剤耐性菌が食品を介してヒトに伝播し、ヒトが当該薬剤耐性菌に起因する感染症を発生した場合に、抗菌剤による治療効果が減弱・喪失する可能性があるという問題について、昨年12月、厚生労働省及び農林水産省から食品健康影響評価の要請があったのを受けて、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の合同専門調査会の下に、両専門調査会のほか微生物専門調査会の専門委員を含む専門委員10名及び専門参考人1名から成る「薬剤耐性菌に関するワーキンググループ」を設置し、現在、同ワーキンググループにおいて、「家畜への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（案）」の検討を進めているところである。

また、本年3月に厚生労働省及び農林水産省から食品健康影響評価の要請のあった3品目（牛用インターフェロンアルファ経口投与剤（ビムロン）及び牛の発情周期同調用膈内挿入剤（プリッド テイゾー及びユニプリッド））について、審議中である。

④ 器具・容器包装

平成15年12月、厚生労働省から、化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装について食品健康影響評価の要請があり、本年1月27日から器具・容器包装専門調査会において審議を開始した。

本年2月23日の同専門調査会第2回会合における審議の結果、「米国、ドイツ等の安全性の判断基準に基づき安全性を評価した範囲内では安全性が懸念される結果は認められず、現在のPETと同じ用途内において食品に直接接触する容器包装として使用することは可能」とされた。なお、その際、我が国においても食品の容器包装用途のリサイクルプラスチックの安全性の評価基準が必要との附帯意見も出されている。

その後、意見募集を経て、3月25日の第38回委員会会合において、専門調査会における審議結果を了承し、厚生労働省に評価結果を通知した。

⑤ 化学物質・汚染物質

平成15年7月、厚生労働省から、「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保」及び「清涼飲料水の規格基準を改正すること（48物質の規格基準）」について食品健康影響評価の要請があり、同年10月10日から汚染物質専門調査会において審議を開始した。

このうちカドミウムについては、10月10日及び12月10日の2回の専門調査会会合において、食品からのカドミウム摂取に関する論点整理を行うとともに、担当専門委員による小グループにおいて、評価書案の検討を行った。

また、清涼飲料水48物質の規格基準の改正についても、担当専門委員から成る小グループを置き、順次評価を進めることとし、本年3月31日の第3回会合において2品目（塩素酸及びジクロロアセトニトリル）に関する審議を行った。

⑥ 微生物・ウイルス

平成15年10月、厚生労働省から、疾病にり患した家畜の肉等の廃棄基準の見直しについて食品健康影響評価の要請があり、食品安全委員会において審議を行った結果、微生物専門調査会及びウイルス専門調査会の合同専門調査会において審議を行うこととした。

これを受けて、同年11月4日から合同専門調査会において審議を開始し、同月28日の第2回合同専門調査会において、①疾病にり患した家畜の肉等の一部を食用とすることによるヒトに対する食品健康影響は否定できない、②異常が認められた家畜の肉等については、異常が認められた部分を確実に除去すれば食用とすることによるヒトに対する食品健康影響は無視できる、③引き続き疾病のヒトへの病原性に関する科学的知見の収集等に努めるとともに、それらの知見に基づき食品健康影響評価の見直しを適宜行うことが必要である旨の審議結果が取り

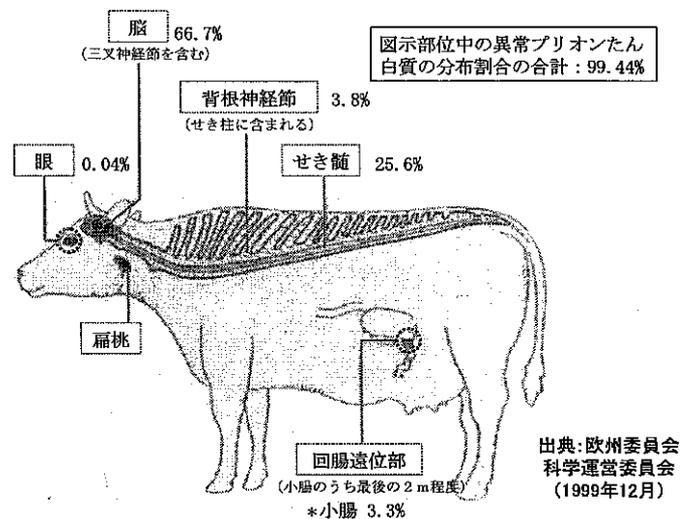
まとめられ、意見募集を経て、本年1月15日の第27回委員会会合において、当該審議結果を了承し、同省に回答した。

また、昨年10月、厚生労働省から、乳児用調製粉乳中のセレウス菌の規格基準の設定について食品健康影響評価の要請があり、11月4日の微生物専門調査会第1回会合において審議を行った結果、セレウス菌による健康被害事例や調製粉乳中の汚染実態等の関連データを集め、再評価を行うこととなった。

⑦ プリオン

平成15年7月、厚生労働省から、伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等について食品健康影響評価の要請があり、同年8月29日のプリオン専門調査会第1回会合において審議を行った結果、①背根神経節^{はいこんしんけいせつ}のリスクはせき髄と同程度であり、背根神経節を含むせき柱については特定危険部位に相当する処理をすべきである、②科学的知見の収集に努めるとともに、それらの知見に基づき食品健康影響評価の見直しを適宜行うことが必要である旨の審議結果が取りまとめられ、意見募集を経て、9月11日の第10回委員会会合において、当該審議結果を了承し、同省に回答した。

これを受けて、11月には、農林水産省から、牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格基準の改正に伴い、これらの飼料及び肥料を使用した場合の安全性について食品健康影響評価の要請があり、同月20日の第20回委員会会合において審議を行った結果、厚生労働省に対する回答と同様の回答を行った。



また、8月に農林水産省から要請のあったアルカリ処理をした液状の肉骨粉等の肥料利用に係る食品健康影響評価については、10月7日のプリオン専門調査会第2回会合において審議を行った結果、肉、ゼラチン・ゼラチン分解液を原料としてアルカリ処理された液状肥料等を肥料として利用することについてのリスクは無視できる旨の審議結果が取りまとめられ、意見募集を経て、11月13日の第19回委員会会合において、当該審議結果を了承し、同省に回答した。

さらに、10月には、農林水産省から、BSE発生国からの牛受精卵の輸入について食品健康影響評価の要請があり、11月27日のプリオン専門調査会第3回会合において審議を行った結果、牛受精卵によってBSEが伝達されるという

科学的根拠はなく、国際受精卵移植学会の勧告に従って摂取され、取り扱われた牛受精卵によるBSEのヒトへの食品健康影響は無視できる旨の審議結果が取りまとめられ、意見募集を経て、本年1月15日の第27回委員会会合において、当該審議結果を了承し、同省に回答した。

また、平成15年11月には、農林水産省から、豚由来たん白質等の飼料利用について食品健康影響評価の要請があり、同月27日のプリオン専門調査会第3回会合、本年3月26日の第7回会合及び4月22日の第8回会合において審議を行った結果、豚及び家きんに由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きん用の飼料として利用することによるヒトへの直接的な食品健康影響については、無視できるものの、交差汚染を防止するための適切な管理が実施できる施設における製造に限られること、交差汚染の安全性を科学的に検証する仕組みが構築されるべきである旨の審議結果が取りまとめられ、意見募集を行った。

このほか、昨年12月の米国におけるBSEの発生に際しては、本年1月8日の第26回委員会会合において12月29日に開催された第1回日米会合（日本側は、外務省、厚生労働省、農林水産省及び食品安全委員会が参加）の報告、同月20日の第28回委員会会合において米国・カナダ海外調査（1月8日～18日）の報告、29日の第30回委員会会合において23日に開催された第2回日米会合の報告がそれぞれなされたほか、2月3日のプリオン専門調査会第4回会合において同様の報告を受け、その後、同月20日の第5回会合において、国際専門家による米国のBSEに関する調査団長のウルリッヒ・キム博士（前スイス連邦獣医局長）を招へいし、調査の報告を受けるとともに、3月3日の第6回会合においては、英国海綿状脳症諮問委員会委員長のピーター・スミス博士（ロンドン大学熱帯病疫学教授）から英国におけるBSEとvCJD（変異型クロイツフェルト・ヤコブ病）の流行関連性等についての説明を受けた。

その後、4月15日の第41回委員会会合において、今後、プリオン専門調査会で我が国のBSE問題全般に関する議論を深めていくこととなったのを受けて、4月22日の同専門調査会第8回会合以降、我が国のBSE対策の中で得られた情報及び欧州委員会科学運営委員会の情報に基づき議論を行っているところである。

⑧ かび毒・自然毒等

平成15年7月、厚生労働省から、リンゴ加工品中に含まれるかび毒パツリンに係る規格基準の設定について食品健康影響評価の要請があり、同月24日の第4回委員会会合において審議を行った結果、薬事・食品衛生審議会における評価結果は妥当である旨評価するとともに、パツリンについて、引き続きモニタリング等実態の把握に努めるべき等の意見を取りまとめた。

また、本年3月には、厚生労働省から、シンフィツム（いわゆるコンフリー）

及びこれを含む食品について食品健康影響評価の要請があり、4月28日にかび毒・自然毒等専門調査会第1回会合を開催し、審議を開始したところである。

⑨ 遺伝子組換え食品等

平成15年8月、厚生労働省から、遺伝子組換え食品（作物）4品目について食品健康影響評価の要請があり、8月7日の第6回委員会会合において、評価に先立ち、遺伝子組換え食品等専門調査会において検討の上、食品安全委員会としての評価基準を策定することとしたため、10月3日から、同専門調査会において「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」及び「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」の検討を開始した。

まず、10月3日の専門調査会第1回会合において、評価基準案の起草委員を選任し、評価基準案の作成が進められ、同月6日から21日にかけて評価基準案の策定についての国民からの意見募集を行うとともに、24日に「遺伝子組換え食品についてご意見を聴く会」を開催し、同年12月1日の第3回会合において、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準（案）」及び「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方（案）」を取りまとめた。

これらの評価基準案等について、12月4日から本年1月6日にかけて意見募集を行うとともに、12月19日に意見交換会を開催し、それらの結果も踏まえて、1月29日の第30回委員会会合において評価基準等を決定した。

これらの評価基準等を基に、掛け合わせトウモロコシ2品目について、2月6日の専門調査会第5回会合及び12日の第32回委員会会合において、安全性の確認を必要とするものではなく、安全性に問題がない旨判断した。

また、遺伝子組換えワタ1品目について、2月6日から4月21日にかけて専門調査会において審議した結果、ヒトの健康を損なうおそれはない旨の審議結果を取りまとめ、意見募集を経て、6月10日の第48回委員会会合において、当該審議結果を了承し、厚生労働省に回答した。

このほか、昨年10月、厚生労働省から、遺伝子組換え食品及び添加物7品目について食品健康影響評価の要請があり、12月から本年2月にかけて、専門調査会において「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」及び「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価基準の考え方」の検討を行い、意見募集を経て、前者については3月25日の第38回委員会会合において、後者については5月6日の第43回委員会会合において、それぞれ決定したところである。

⑩ 新開発食品

平成15年8月、我が国において、健康食品として販売されているサウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ：マレーシア等の東南アジアを原産国とするトウダイグサ科の樹木）を乾燥粉末状にした加工食品の長期摂取によるもの

と疑われる重度の健康被害事例（閉塞性細気管支炎）が2件報告されたため、同月29日、厚生労働省から、アマメシバを大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の加工食品について食品健康影響評価の要請があり、9月4日の第9回委員会会合において、実際に症例を診察した鹿児島大学医学部第三内科の納光弘教授、名古屋大学医学部附属病院呼吸器内科の長谷川好規教授、アマメシバ粉末の分析を行った国立医薬品食品衛生研究所の合田幸広氏、呼吸器系が専門の国立国際医療センターの工藤宏一郎氏を参考人として招へいし、審議を行った結果、アマメシバ粉末の長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できない、引き続きアマメシバの粉末、錠剤等の形態の加工食品による健康被害事例の積極的な把握に努めるとともに、原因物質等の特定のための調査・分析を進めることが重要である旨の評価結果を取りまとめ、厚生労働省に回答した。

また、7月に厚生労働省から食品健康影響評価の要請のあった4品目（ファイバー食パン 爽快健美、豆鼓エキス つぶタイプ、ヘルシーコレステ及びエコナマヨネーズタイプ）については、9月11日の第10回委員会会合において、特定保健用食品としての安全性を確認し、同省に回答した。

このほか、10月20日の新開発食品専門調査会の発足以降、11月17日の第2回会合において4品目（ヘルシープラス 野菜MIXゼリー、チチヤス低糖ヨーグルト、LC1ヨーグルト及びリセッタ 健康ソフト）、12月10日の第3回会合において7品目（自然のちから サンバナバ、プリトロール、プレティオ、マインズ〈毎飲酢〉リンゴ酢ドリンク、ラクチトールガムストロングミント、ラクチトールガムマイルドミント及び健康博士 ギャバ）、12月24日の第4回会合において5品目（ヒアロモイスチャーS、ガイオ タガトース、稲から生まれた青汁、ピュアセレクトサラリア及び健康道場 おいしい青汁）、本年1月30日の第5回会合において継続審査2品目（LC1ヨーグルト及びリセッタ 健康ソフト）、新規審査5品目（毎日海菜 海苔ペプチド、グリコ ヨーグルトGCL1001、キューピーコントロール、タケダ健茶園TACC茶及びリポスルー）、2月18日の第6回会合において継続審査7品目（ヘルシープラス 野菜MIXゼリー、ラクチトールガムストロングミント、ラクチトールガムマイルドミント、ヒアロモイスチャーS、プリトロール及び稲から生まれた青汁）、新規審査2品目（オリゴメイトS-HP及び松谷のおそば）、3月9日の第7回会合において継続審査3品目（チチヤス低糖ヨーグルト、ガイオ タガトース及びリポスルー）、新規審査9品目（イソフラボンみそ、クエーカーオートミール、オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン、キシリッシュプラスエフ ナチュラルミント、ゴマペプ茶、ブレンディ コーヒーオリゴ入りインスタントコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレ、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレミックスコーヒー及びブレンディ コーヒーオリゴ入りミックスコーヒー）について、それぞれ審議を行った。このうち、プレティオ、マインズ〈毎飲酢〉リンゴ酢ドリンク及び健康博士 ギャバについては2月5日

の第31回委員会会合において、LC1ヨーグルト及びグリコヨーグルトGCL1001については3月11日の第36回委員会会合において、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題はない旨の評価結果を取りまとめ、それぞれ厚生労働省に回答した。

⑪ 肥料・飼料等

平成15年8月、厚生労働省及び農林水産省から、飼料添加物3品目（リボフラビン、アスタキサンチン及びカンタキサンチン）の食品健康影響評価の要請があり（リボフラビンについては、その後、要請の取下げがあった。）、アスタキサンチン及びカンタキサンチンについては、11月14日の第2回会合において審議を行い、アスタキサンチンにあつては毒性学的試験結果及び使用実績にかんがみADIを設定せず、カンタキサンチンにあつてはADIを設定することとし、意見募集を経て、本年3月11日の第36回委員会会合において、専門調査会における審議結果を了承し、両省に回答した。

また、12月に、農林水産省から、普通肥料3品目（焼成りん肥、混合汚泥複合肥料及び熔成汚泥灰複合肥料）について食品健康影響評価の要請があり、同月12日の肥料・飼料等専門調査会第3回会合において、普通肥料の公定規格の設定・変更に係る食品健康影響評価の考え方について検討した結果、普通肥料については、ヒトが直接摂取するものではないものの、これまでに評価事例がないことから、その公定規格の設定・変更の際、当分の間、普通肥料中の重金属を対象に食品安全影響評価を行うこととし、本年1月23日の第5回会合において、これら3品目については、適切に施用される限りにおいて食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる旨の審議結果を取りまとめ、意見募集を経て、3月18日の第37回委員会会合において、当該審議結果を了承し、農林水産省に回答した。

(4) リスクコミュニケーションの取組

食品安全基本法の施行に伴い我が国の食品安全行政に導入されたリスク分析手法においては、食品健康影響評価の妥当性やリスク管理の手法について、関係者の間で情報を共有し、各々の立場からの意見を交換する「リスクコミュニケーション」の取組は、重要な構成要素となっている。

このため、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行う食品安全委員会においても、会合を原則公開として透明性の確保に努めるとともに、食品健康影響評価に関する審議結果について広く国民からの意見・情報の募集を行っており、遺伝子組換え食品など特に国民の関心の高い事項については意見交換会を開催している。さらに、リスク分析手法の考え方についても、関係行政機関と連携しつつ、意見交換会を開催するなど、リスクコミュニケーションの推進を図った。

① リスクコミュニケーションの現状と課題についての検討及び取りまとめ

平成15年9月17日に発足したリスクコミュニケーション専門調査会において、同年12月から本年4月にかけて、個別テーマや海外及び国内の他分野におけるリスクコミュニケーションの事例に関する意見交換会等の結果を踏まえて、我が国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題についての議論を行い、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題（案）」を取りまとめ、本年5月13日の第44回委員会会合において報告を行ったところである。今後、意見募集を経て、食品安全委員会として最終的に取りまとめることとしている。

② 意見交換会等の開催

食品安全委員会においては、平成15年度中に、単独での実施も含め、厚生労働省や農林水産省等の関係行政機関等と連携して、消費者や食品関連事業者等の関係者との意見交換会等を全国各地で38回開催し、その合計参加者は5千人を超えた。これらの意見交換会では、リスク分析手法についてわかりやすく紹介するとともに、参加者との意見交換の時間を可能な限り確保し、食品安全委員会の取組を始めとした食品の安全性の確保のための取組についての理解の促進に努めた。

また、BSEや鳥インフルエンザなど国民の関心が高い問題については、食品安全委員会委員や海外から招へいた有識者による講演会を開催するとともに、マスメディア関係者と懇談を実施するなど、正しい知識の普及に努めた。

さらに、消費者団体や食品関係団体など食の安全にかかわる団体との間でも、平成15年度中に14回の懇談会を開催し、率直な意見交換を行った（資料3参照）。

意見交換会等の参加者からは、食品安全委員会の取組について理解が得られたという声や、引き続き意見交換会の開催を望む声が寄せられるなど、リスク分析手法を始め、食品の安全性に関する理解の促進が図られ、リスクコミュニケーションの推進に一定の効果が得られたものと考えられる。

③ 地方公共団体との連携強化 ～全国食品安全連絡会議の開催～

平成15年9月19日、食品安全委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、全国127自治体（都道府県、保健所設置市及び特別区）との連絡会議を開催した。

連絡会議においては、地方公共団体から具体的な取組や課題等について報告を受けるとともに、食品安全委員会から地方公共団体と連携して意見交換会を開催することを呼びかけた結果、平成15年度中に3自治体と共催で意見交換会を開催するとともに、自治体が行う意見交換会に食品安全委員会委員等を派遣するなど、地域におけるリスクコミュニケーションの推進に寄与した。

資料3 意見交換会・懇談会の開催

(1) 関係省等と連携して開催した食の安全に関する意見交換会等

平成15年

- 7月 4日 食の安全に係る改正法の施行に向けて (東京)
10日 食の安全に係る改正法の施行に向けて (兵庫)
8月 12日 食品衛生に関する説明と意見交換の会 (東京)
9月 10日 消費者団体との施策意見交換会 (残留農薬について (第1回)) (東京)
26日 食の安全に関する意見交換会 (石川)
30日 消費者団体との施策意見交換会 (残留農薬について (第2回)) (東京)
- 10月 7日 食の安全・安心セミナー (熊本)
28日 食のリスクコミュニケーション意見交換会
～米国における実践例と我が国における可能性～ (東京)
31日 食の安全に関する意見交換会 (北海道)
- 11月 5日 とうかい食の安全・安心フォーラム (愛知)
10日 家畜に使用する抗菌性物質に関する意見交換会 (東京)
11日 長寿県沖縄における食品の安全性に関する地域フォーラム (沖縄)
18日 食の安全に関する意見交換会 (宮城)
19日 汚染物質の国際的リスク管理手法についての意見交換会 (東京)
26日 消費者団体との施策意見交換会 (食品表示) (東京)
28日 食のリスクコミュニケーション意見交換会 (大阪) (大阪)
- 12月 2日 食の安全・安心フォーラム～食の安全・安心をめざして (埼玉)
5日 食の安全に関する意見交換会 (福岡)
9日 輸入食品の安全確保に関する意見交換会 (東京)
12日 消費者団体との施策意見交換会 (牛肉のトレーサビリティ) (東京)
12日 カドミウムに関する意見交換会 (東京)
15日 輸入食品の安全確保に関する意見交換会 (大阪)
16日 食のリスクコミュニケーション意見交換会 (広島) (広島)
19日 遺伝子組換え食品 (種子植物) の安全性評価基準案等に関する意見
交換会 (東京)

平成16年

- 1月 16日 近畿「食の安全・安心に関する意見交換会」 (京都)
30日 食のリスクコミュニケーション意見交換会 (高松) (香川)
- 2月 4日 食の安全・安心シンポジウム (和歌山)
16日 食のリスクコミュニケーション意見交換会 (東京)
～欧州の実践を中心として～ (東京)
- 3月 10日 食の安全・安心を考えるフォーラム (兵庫)
17日 消費者団体との施策意見交換会ー野菜などの衛生管理ー (東京)
17日 食の安全・安心フォーラム in ちば (千葉)
19日 食品に関するリスクコミュニケーション
(鳥インフルエンザワクチンに関する意見交換会) (東京)

- 22日 食のリスクコミュニケーション講演会 (京都)
- 23日 食品衛生に関する説明と意見交換の会 (東京)
- 24日 食の安全・安心シンポジウム (石川)
- 26日 消費者団体との施策意見交換会ー食品のトレーサビリティー (東京)

(2) 食品安全委員会が単独で開催した講演会等

平成15年

- 10月24日 遺伝子組換え食品についてご意見を聴く会 (東京)

平成16年

- 3月13日 食のリスクコミュニケーション講演会 (東京) (東京)

(3) 地方公共団体主催の食の安全に関する意見交換会等への委員の参加

平成15年

- 9月17日 食の安全・安心を考えるフォーラム (山梨県)
- 12月13日 食の安全・安心シンポジウム (秋田県)

平成16年

- 1月28日 食品衛生キャンペーン (仙台市)
- 3月1日 くまもと食の安全安心フォーラム (熊本県)
- 2月2日 第2回食の安全と安心・信頼を考えるシンポジウム (目黒区)

(4) 消費者団体、食品関連事業者、地方公共団体等と委員との意見交換

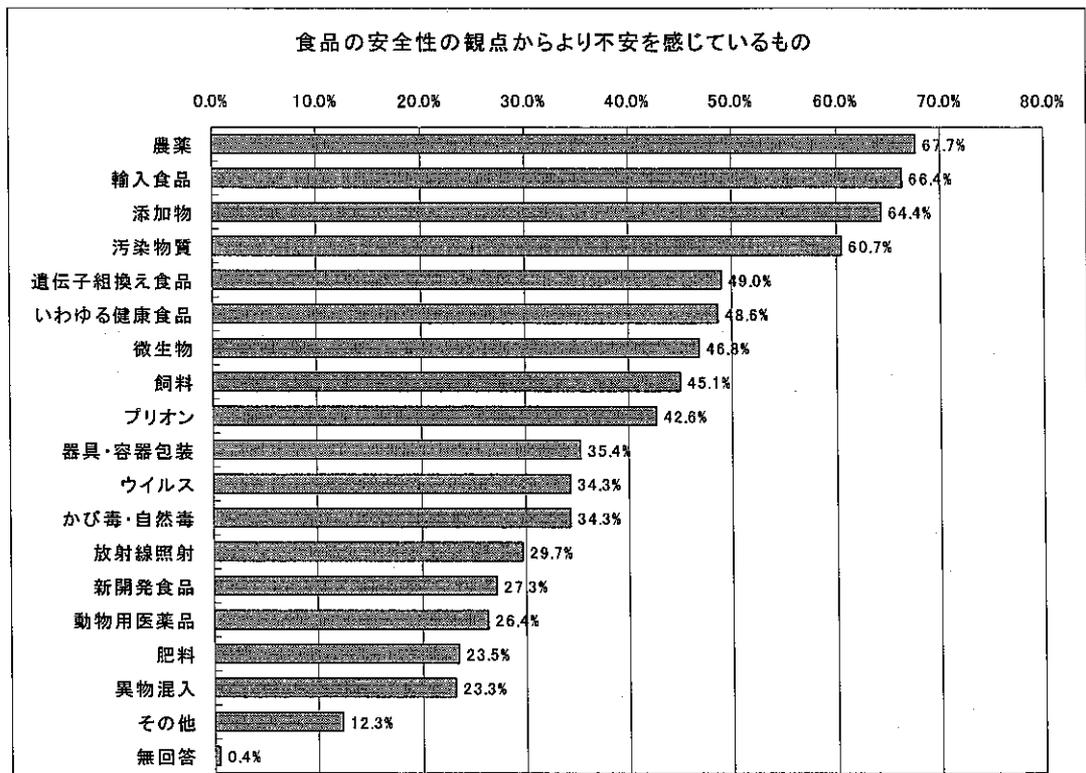
平成15年

- 8月1日 消費者団体との懇談
- 6日 消費生活アドバイザーとの懇談
- 7日 食品産業関係者との懇談
- 28日 水産加工事業関係者との懇談
- 29日 国民生活センター・消費生活センターとの懇談
- 9月3日 消費者団体との懇談
- 25日 食品添加物事業関係者との懇談
- 10月2日 農薬事業関係者との懇談
- 14日 埼玉県との懇談
- 16日 東京都との懇談
- 23日 特定保健用食品事業関係者との懇談
- 11月20日 日本栄養士会との懇談
- 12月18日 消費科学連合会との懇談
- 25日 日本香料工業会との懇談

④ 食品安全モニターの活動

食品の安全性等について、消費者から日常の生活を通じて意見等を頂き、これを踏まえて食品の安全性の確保に関する施策の的確な推進を図るため、平成15年9月5日、全国各地から470名の食品安全モニター（以下「モニター」という。）を依頼した。平成15年度中に、食品安全行政に関する意見や情報提供等の報告を425件受け付け、これらの報告については、関係行政機関にも回付し、今後の食品の安全性の確保に関する施策を推進する上での参考とするとともに、適宜意見等に対するコメントを付し、委員会会合に報告した上で、ホームページに掲載するなど、モニターを含め一般消費者との情報や意見の交換にも努めてきたところである。

また、9月には、食の安全性に関する意識調査（アンケート調査）を実施した。その中で、6割を超えるモニターが、農薬、輸入食品、添加物、汚染物質に不安を感じているなど、食の安全に対する不安感を含む消費者の食の安全に対する意識の把握に努めてきたところである。この結果については、ホームページに掲載するとともに、意見交換会等における参考資料として有効に活用した。



出典：食品安全モニター・アンケート調査「食の安全性に関する意識調査」（平成15年9月実施）

さらに、モニターに対し、食品の安全性の確保のための新たな取組や食品健康影響評価の方法等についての知識や理解を深めていただくとともに、これらに関する意見交換を行うことにより、食品安全行政の推進に資することを目的として、平成15年12月から本年1月にかけて、全国6都市（合計7回）で「食品安全モニター会議」を開催した。

このほか、国内における鳥インフルエンザの発生に際し、本年3月、モニターに対し、食品安全委員会から提供した一連の鳥インフルエンザに関する情報等について、種々の機会を通じて、広く国民に伝えていただくよう依頼し、多くのモニターに地域のコミュニティー等においてリスクコミュニケーションの一翼を担っていただいた。

⑤ 食の安全ダイヤルに寄せられた情報・意見等

食の安全に関する問合せ、情報提供、意見等の窓口として、平成15年8月1日に食品安全委員会事務局内に食の安全ダイヤルを設置した。食の安全ダイヤルに対しては、電話やメールにより、一般消費者を始め、食品関連事業者、学校関係者、行政担当者等から幅広い問合せがあり、平成15年度中の受付件数は358件であった。

開設当初は、食品安全委員会に対する期待の声や食品安全基本法に関する質問が多く寄せられたが、米国におけるBSEの発生や国内における鳥インフルエンザの発生に際し、これらの問題について多数の問合せ・意見が寄せられ、国民の関心の高さをうかがわせた。

また、食の安全ダイヤルに寄せられた問合せ等のうち、多く寄せられる質問等については、Q&Aとして整理し、毎月、食品安全委員会に報告するとともに、ホームページに掲載し、国民への情報の提供に努めた。

⑥ ホームページやパンフレット等を通じた広報活動

広く一般消費者等に対して食品安全委員会の運営状況について適時適切な情報の提供を図るため、平成15年7月8日、食品安全委員会のホームページを開設し、委員会会合や専門調査会会合の資料・議事録、意見交換会の開催案内、各種資料等を随時掲載してきた。

また、食品健康影響評価の結果のうち、伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等やアマメシバを大量長期に摂取させることが可能な粉末等の加工食品の安全性といった国民の関心の高い事項については、ホームページに当該評価結果をわかりやすく解説したページを掲載したほか、BSEや鳥インフルエンザについては、Q&Aや各種資料等を整理し、トピックスとして掲載するなど、わかりやすい情報提供に努めた。

さらに、食品安全委員会の概要・役割について解説したパンフレットを作成し、食の安全に関する意見交換会等において配布するとともに、リーフレットを作成し、都道府県を通じて全国の市町村等に送付し、市役所等人が多く集まる施設における一般市民への配布を依頼している。

このほか、本年3月、食品の安全性に関する専門用語について、わかりやすく解説した用語集を作成し、ホームページに掲載するとともに、意見交換会における配布等を行うなど、一般消費者の基本的な知識・理解を深める一助とした。

(5) 緊急事態への対処の在り方等に関する要綱等の策定

食品の摂取を通じた人の健康に係る重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態（以下「緊急事態」という。）への対処に当たっては、国民の健康への悪影響を未然に防止することが最も重要であるという認識の下に、食品安全委員会及びリスク管理機関が十分に連携し、緊急事態に関する情報の収集及び状況の把握を行うとともに、消費者や食品関連事業者等に対し、迅速・適切に情報を提供することが重要である。

このような基本的考え方の下に、平成15年8月28日に発足した緊急時対応専門調査会において検討を行い、緊急事態への国の対処の在り方等に関する「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」、食品安全委員会による緊急事態への対応についての基本的な事項に関する「食品安全委員会緊急時対応基本指針」を策定した。

① 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱の策定

本年3月18日の緊急時対応専門調査会第5回会合及び同月25日の第38回委員会会合において、基本的事項に基づき、緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等に関する「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」について検討を行い、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び環境省の合意により、4月15日、関係府省申合せとして策定した。

同要綱の主な内容は以下のとおりである。

ア 情報連絡体制の整備

食品安全委員会及びリスク管理機関は、緊急事態等が発生した場合において政府一体となった迅速な初動体制がとれるよう、それぞれ情報連絡窓口を設置し、平時から相互に緊密な情報の交換・連絡を行う。

また、食品安全委員会及びリスク管理機関は、緊急事態等を認知した場合には、相互に情報連絡窓口を通じた迅速な第一報を行うとともに、それぞれが個々に定める緊急時対応に関するマニュアル（食品安全委員会緊急時対応基本指針等）に基づく対応を迅速・適切に行う。

イ 緊急対策本部の設置等

食品安全担当大臣は、緊急事態等の発生に際し、食品安全委員会からの報告又はリスク管理機関からの要請に基づき、閣僚級により総合的に対処する必要があると認める場合に、関係各大臣及び食品安全委員会委員長と緊急協議を行った上で、必要に応じ緊急対策本部の設置を決定する。

また、食品安全委員会及びリスク管理機関は、緊急事態等の発生に際し、政府全体として総合的に対処する必要があると認められる場合には、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」を開催する。

ウ 情報の収集及び提供

食品安全委員会及びリスク管理機関は、緊急事態等が発生した場合には、都道府県、関係試験研究機関、関係国際機関、関係団体、報道機関等から、迅速に関連情報を収集し、当該情報について整理・分析を行うとともに、食品安全委員会及びリスク管理機関において情報の相互共有を図る。

また、この場合、関連情報について、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、迅速・適切に国民に提供するとともに、必要に応じ、都道府県、関係試験研究機関、関係国際機関、関係団体等に対し、速やかに提供する。

② 食品安全委員会緊急時対応基本指針の策定

平成15年8月28日の緊急時対応専門調査会第1回会合及び同年9月25日の第2回会合において、緊急事態等への食品安全委員会の対応に共通する事項に関する「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）」について検討を行い、10月2日の第13回委員会会合において策定した。

同指針においては、緊急事態が発生した場合における食品安全委員会の役割や緊急対策本部の設置等についても規定されていたが、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」の策定に伴い、同要綱に盛り込まれる事項等を同指針から削除するなど所要の整理を行った上で、本年4月15日の第41回委員会会合において「食品安全委員会緊急時対応基本指針」を策定した。

同指針の主な内容は以下のとおりである。

ア 緊急事態等に関する連絡

食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課は、緊急事態等を認知した場合には、速やかに事務局長に第一報を行い、事務局長は、速やかに委員長に報告を行う。委員長は、事務局長からの報告を受け、食品安全担当大臣に対する報告が必要であると判断した場合には、事務局長に対し、速やかに食品安全担当大臣に対する報告を行うよう指示するほか、食品安全委員会の開催その他必要な事項について、速やかに事務局長に対して指示する。

イ 対応策の決定

緊急事態等が発生した場合において、委員長は、委員及び事務局長等と協議の上、リスク管理機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ委員会会合を開催し、速やかに対応策を決定するとともに、関係する専門調査会に対し、その開催を指示し、必要な情報の収集等について審議を行うよう指示する。

ウ 情報の収集・提供

食品安全委員会は、食品危害情報等について、平時から、関係する国内外の行政機関、試験研究機関、団体等を通じて収集するとともに、食の安全ダイヤ

ル及び食品安全モニター等からの情報提供や食品安全委員会独自の調査の実施等により、幅広く収集する。

また、緊急事態等が発生した場合には、必要に応じ、現地に委員、専門委員又は事務局職員を派遣し、情報を収集する。

これらにより収集した情報については、報道機関、政府広報、インターネット等を通じ、迅速・適切に国民に提供するとともに、必要に応じ、関係行政機関等に提供する。

(6) 食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・活用

① 食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・分析

食品の安全性の確保に関する情報について、厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係行政機関、国立医薬品食品衛生研究所、国立感染症研究所、独立行政法人食品総合研究所等の試験研究機関、厚生労働省検疫所、農林水産省動物検疫所、独立行政法人農薬検査所等の検疫・検査機関、世界保健機関（WHO）、国連食糧農業機関（FAO）、国際獣疫事務局（OIE）等の国際機関、欧州食品安全機関（EFSA）、米国食品医薬品庁（FDA）等の外国の関係行政機関、国内外の報道機関等から幅広く収集・整理・分析するとともに、当該情報を関係行政機関に対して定期的に提供している。

また、米国、英国、フランス、ドイツ、オーストラリア、ニュージーランド、中華人民共和国、大韓民国等の外国の政府機関、EFSA、OIE等に、委員・事務局職員を派遣し、情報交換を行ったほか、コーデックス委員会（Codex Alimentarius）の各部会、経済協力開発機構（OECD）等の国際会議への委員・専門委員・事務局職員の出席等を通じ、最新の科学的知見の収集・分析を行った（資料4参照）。

② 情報の収集・整理・分析に関する体制の整備

平成15年7月、厚生労働省、農林水産省及び環境省との間で、食品安全担当部局相互間の情報連絡窓口を設置するとともに、当該窓口の担当者が定期的に情報交換を行うための「食品リスク情報関係府省担当者会議」を毎月開催し、食品の安全性の確保に関する意見交換や情報共有を推進している。

また、米国農務省（USDA）、食品医薬品庁（FDA）、疾病管理予防センター（CDC）、フランス食品衛生安全庁（AFSSA）等の海外の関係機関との間でも情報連絡窓口を相互に設置し、必要に応じて情報交換を行い得る体制を整備した。

③ 情報の収集・活用に関するシステム化の推進

食品安全委員会においては、基本的事項に基づき、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報のデータベース化を図り、当該情報の迅速な検索を可能

資料4 外国政府機関及び国際機関等の訪問、国際会議等への出席

(1) 外国政府機関及び国際機関等の訪問

① 訪問先：米国（寺田委員長ほか）

農務省 (USDA)、食品医薬品庁 (FDA)、疾病管理予防センター (CDC)

日時：平成15年9月3日～10日

目的：情報交換・協力体制の構築、食品安全行政に関する意見交換

② 訪問先：英国（見上委員ほか）

環境・食料・農村地域省 (DEFRA)、英国獣医研究所 (VLA)

日時：平成15年10月16日～17日

目的：食品安全行政に関する意見交換

③ 訪問先：フランス及びオランダ（事務局長ほか）

フランス；食品衛生安全庁 (AFSSA)、農漁省食料総局

オランダ；食品・消費者製品安全庁、研究所

日時：平成15年10月26日～11月2日

目的：情報交換・協力体制の構築、食品安全行政に関する意見交換

④ 訪問先：中国及び韓国（寺尾委員ほか）

中国；検疫検疫総局、検疫技術研究所

韓国；農林部畜産局、食品医薬品安全庁、海洋水産部

日時：平成15年12月14日～20日

目的：食品安全行政に関する意見交換

⑤ 訪問先：豪州及びニュージーランド（寺田委員長ほか）

豪州；豪州・ニュージーランド食品基準局、農水林業省獣医局

ニュージーランド；食品安全庁、マッセイ大学

日時：平成15年12月4日～10日

目的：情報交換・協力体制の構築、食品安全行政に関する意見交換

⑥ 訪問先：ベルギー及びフランス（寺田委員長ほか）

ベルギー；欧州食品安全機関 (EFSA)

フランス；国際獣疫事務局 (OIE)

日時：平成16年1月22日～25日

目的：情報交換・協力体制の構築、食品安全行政に関する意見交換

⑦ 訪問先：豪州（中村委員ほか）

農水林業省、食肉関係団体、と畜場、食肉加工場等

日時：平成16年2月8日～14日

目的：豪州における BSE 対策に関する情報収集調査

(2) 国際会議等への出席

① コーデックス部会

水産製品部会（ノルウェー） 平成15年10月12日～15日

見上委員ほか

栄養・特殊用途食品部会（ドイツ） 平成15年11月2日～9日

坂本委員ほか

一般原則部会（フランス） 平成15年11月15日～22日 事務局

FAO / WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）（イタリア）

平成16年2月3日～14日 専門委員

添加物・汚染物質部会（オランダ） 平成16年3月21日～28日 事務局

② OECD

新規食品・飼料^{トランス}TF会合（フランス） 平成15年12月14日～18日

事務局

農薬^{ワーキンググループ}WG会合（フランス） 平成16年2月2日～6日 専門委員、事務局

残留農薬会合（米国） 平成16年3月15日～20日 事務局

③ その他

リスク評価研修参加（米国） 平成15年9月29日～10月5日 事務局

遺伝子組換え食品に関するシンポジウム（韓国）

平成15年10月8日～10日 事務局

日米バイテク会合（米国） 平成15年10月21日～26日 事務局

国際獣医疫学会（チリ） 平成15年11月15日～23日 見上委員

リスク分析学会年次会合（米国） 平成15年12月7日～12日

小泉委員ほか

米国・カナダ BSE 現地調査（米国・カナダ） 平成16年1月8日～18日

事務局

伝染性食中毒国際会議（米国） 平成16年2月28日～3月7日 専門委員

とするシステム（食品安全総合情報システム）の構築を推進するとともに、関係機関が有するデータベースとの相互連携を促進することにより、食品の安全性の確保に関する情報の有効・適切な活用を図ることとしている。

このため、平成15年度から、将来的に関係機関の情報システムとの相互連携を図ることを想定した当該システムの構築のための基礎的な調査として、関係行政機関、試験研究機関、独立行政法人、公益法人等が保有する食品に関するデータベースの状況、収集・蓄積した情報の分類・保存方法及びそれらの検索システム、データベースの運用や維持管理方法等に関する調査を実施した。

(7) 食品の安全性の確保に関する調査

① 食品安全情報の収集・整理・解析に関する調査

食品健康影響評価の的確な実施に資するため、多種多様かつ膨大な危害情報のうち、重要度の高い危害情報（関係行政機関及び国際機関に蓄積されている危害情報、危害の発生及び対処事例に関する海外の報道記事、各種文献における毒性発現メカニズムや曝露評価に関する情報等）について、体系的に収集・整理・解析を行った。

② 食品健康影響評価データ収集調査

基礎的な毒性試験の成績等により、特定臓器への毒性や、催奇形性・発がん性等が疑われるが、それ以外に食品健康影響評価の実施に必要な情報が存在しない場合に、当該評価に必要な毒性データを得るための試験（慢性毒性試験等）を行うための調査を実施した。

③ 食品安全実態モニタリング調査

リスク管理の対象となる食品は多種多様であり、かつ、流通過程における状態の変化等も想定されるため、リスク管理機関からの情報のみでは、リスク管理の実施状況を十分に把握できない可能性がある。

そこで、食品健康影響評価の基礎資料とするほか、適切なリスク管理の実施に資するため、市販されている食品や流通過程にある食品について、マーケットバスケット調査（食品摂取量の調査を基に、市場で流通している農作物等について、通常行われている調理方法に準じて調理を行った後化学分析し、対象とする物質の曝露量の実態を調べるもの）等によりサンプリングを行い、食品中の化学物質や微生物等の検査を実施した。

④ 食品健康影響評価における危害の解析に関する調査

食品の危害要因のうち、危害の同定やその特徴付け等に必要な情報がほとんどないものや標準的な分析手法が確立されていないものであって、食品健康影響評価の観点から重要度の高いものについて、毒性発現メカニズムの解析、危害要因

の分析手法の確立等に関する調査を実施した。

⑤ リスクコミュニケーションに関する調査

我が国における経験や知見の蓄積が少ない食品分野のリスクコミュニケーションを効果的に実施するためには、各種の危害要因に関する最適なリスクコミュニケーションの手法を開発することが必要であるため、その検討材料として、海外におけるリスクコミュニケーションに関する調査等を実施した。

3 平成15年度の運営状況の総括

平成15年度の食品安全委員会の運営状況を総括すると、7月1日の発足以降の9ヶ月間で、各種規程の整備、専門調査会の設置等、体制の整備がほぼ一段落するとともに、これと並行して、食品健康影響評価、リスクコミュニケーション等の取組が着実に実施された。

具体的には、食品健康影響評価については、厚生労働省及び農林水産省から、食品安全委員会の発足直後から9ヶ月間で278品目の要請があり、順次、専門調査会及び食品安全委員会において審議を行い、科学的な評価の実績を積み重ね、国民からの意見募集を経て、63品目について評価結果を取りまとめた。

また、リスクコミュニケーションについては、我が国の食品分野のリスクコミュニケーションにおける経験や知見の蓄積が少ないため、効果的な手法の検討に先立ち、リスクコミュニケーション専門調査会において、その現状と課題について議論を重ねたほか、消費者や食品関連事業者等との意見交換会等を全国各地で38回にわたって開催するとともに、ホームページの開設やパンフレットの配布等の広報活動を積極的に進めることにより、国民の食の安全に対する理解の促進に努め、また、食の安全ダイヤルや食品安全モニターを通じ、消費者等の食品安全行政に対する意見の把握に努めた。

さらに、緊急事態への対処や食品の安全性の確保に関する情報の収集・活用等に関する体制の整備を行ったほか、米国におけるBSEの発生や国内における鳥インフルエンザの発生に際し、科学的な議論を行うとともに、正確な情報の発信に努めた。

他方、平成16年度に積み残された課題としては、食品健康影響評価については、厚生労働省及び農林水産省から要請された案件の処理に追われ、平成15年度中に、食品安全委員会自らの判断により評価を行うべき対象の点検・検討に着手できなかったこと、両省から評価要請のあった案件のうち未処理のものについて、必要に応じ、評価指針を策定した上で、早急に評価を行う必要があること等が挙げられる。

以上を踏まえ、平成16年度の食品安全委員会の運営については、平成16年度食品安全委員会運営計画（平成16年4月1日内閣府食品安全委員会決定。参考資料参照）において、

- ① 計画的な運営
- ② 運営の透明性の確保
- ③ 主体的な取組の更なる推進
- ④ 食品安全委員会に対する国民の認識の向上
- ⑤ リスク分析手法の考え方の国民への浸透・定着

を重点課題として定め、我が国における食品の安全性の確保を図るため、食品安全委員会に求められる役割と責任を十分に果たすよう努めていくこととしている。

トピックス1 米国におけるBSEの発生に対する食品安全委員会の対応

平成15年12月24日、米国農務省から、ワシントン州においてBSEに感染した疑いのある牛が確認されたことが発表され、26日に英国獣医学研究所において当該牛がBSEであるとの確定診断が出たことを受けて、我が国政府は米国産牛肉等の輸入禁止を決定した。

食品安全委員会では、12月25日に開催した第25回委員会会合において、厚生労働省及び農林水産省から状況報告を求めるとともに、以下の取組を実施した。

1 関連情報の収集

米国で発生したBSEに係る事実関係及び米国におけるBSE対策の現状等について正確に把握するため、食品安全委員会は、厚生労働省及び農林水産省とともに、本年1月8日から18日までの間、米国及びカナダに調査チームを派遣し、BSE感染牛の具体的な飼育経緯や当該牛に由来する食肉等の回収状況、当該牛から生まれた牛や同居した牛の実態、BSEの感染原因や感染経路、米国におけるサーベイランス体制や飼料給与禁止措置等のBSE対策の現状、追加的なBSE措置等について調査を行った。

また、12月29日及び1月23日に開催された日米BSE協議に外務省、厚生労働省及び農林水産省とともに出席し、情報収集を行った。

2 食品安全委員会への報告及びプリオン専門調査会における議論

12月25日の第25回委員会会合における米国でのBSE発生に関する状況説明以降も、委員会会合の場において、政府合同調査チームによる米国におけるBSEの実態調査結果や、米国のBSEに関する日米会合の結果等の最新の状況報告が行われた。

また、プリオン専門調査会においては、政府合同調査チームの調査結果や日米会合の結果報告が行われるとともに、米国のBSE対策に関する国際調査団の団長を招聘しての米国のBSE対策に関する議論や、英国海綿状脳症諮問機関の委員長を招聘しての英国におけるBSE及びvCJDに関する議論が行われた。

3 BSEに関する正確な情報発信について

ホームページによる情報提供のほか、以下の意見交換会等を活用してBSEに関する正確な情報を発信し、国民の理解の一層の促進を図った。

1月30日 「食のリスクコミュニケーション意見交換会（高松）」

（香川県高松市）

日本学術会議「牛海綿状脳症と食品の安全」特別委員会元委員長の唐木英明氏による講演等を実施

2月16日 「食のリスクコミュニケーション意見交換会（東京）」
 （東京都港区）

オランダ食品消費者製品安全長官のヨハン・デレーウ氏を招聘し、講演等を実施

3月13日 「食のリスクコミュニケーション講演会（東京）」
 （東京都江東区）

プリオンタンパク研究の第一人者で食品安全委員会プリオン専門調査会座長代理の金子清俊氏による講演等を実施

トピックス2 鳥インフルエンザに関する食品安全委員会の対応

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、食品安全委員会においては、直ちに情報収集を行うとともに、公開で実施している委員会会合において関係省からの報告を基に意見交換を行った。これらの科学的議論を踏まえ、平成16年3月9日に厚生労働省、農林水産省、環境省との連名による「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）」を公表するとともに、3月11日に「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」を公表するなど、鶏肉・鶏卵の安全性に関する正確な情報の発信に努めた。

さらに、3月16日に関係関係会合において決定された「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を踏まえ、以下の取組を推進した。

2004年3月

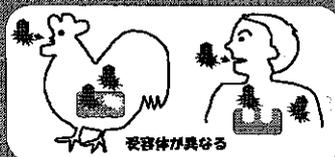
鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

- 万一、食品に鳥インフルエンザウイルスがついたとしても、現在のところ、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることによって感染することは考えられません。
- 熱に強く、胃酸で不活化されると考えられること。



この細菌に入り込むための受容体は、しりのものは異なること



鶏肉 受容体が異なる

高次の調理温度で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全

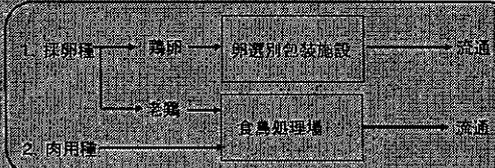


加熱でさらに安全！

○ 実際、鳥インフルエンザが、これまで、鶏肉や鶏卵を食べることで生じて、特に感染した例は、世界的に報告はありません。（海外で生じた感染した例は、鶏肉や鶏卵に接触したほか、まれに排泄物を介してウイルスが鶏鳥に入り込んで感染したものと考えられています。）

鶏肉・鶏卵は、安全のための措置が講じられています。

- 国産の鶏卵は、卵選別包装施設（GPセンター）で、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗剤されています。
- 国産の鶏肉は、食鳥処理場で、通常、約60℃の湯で羽剥かれ、最終的に次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水中で洗浄されています。



1 鳥インフルエンザ・ワクチンについて

鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の食品健康影響評価について、3月10日の動物用医薬品専門調査会第7回会合において審議し、同専門調査会が取りまとめた審議結果について国民からの意見・情報の募集（3月11日から2週間）を行った後、3月25日の第38回委員会会合において「鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性」に関する食品健康影響評価を行い、「適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は実質的に無視できると考えられる」旨の評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。

2 鶏肉・鶏卵の安全性に関する正確な情報発信について

鶏肉・鶏卵の食品としての安全性について、正確な情報を関係省と連携して政府広報、ホームページ、講演会等の多様な媒体・手法を用いて発信し、国民の理解の一層の促進を図った。

また、食品安全委員会独自の取組としては、高病原性鳥インフルエンザに関するQ&Aを設ける等、ホームページを活用した情報発信のほか、以下の取組を実施した。

(1) マスメディアを通じた情報の発信等

- 2月26日 マスメディア関係者との懇談を実施
- 3月5日 マスコミ各社の論説委員、解説委員との懇談会を実施
- 3月16日 新聞広告（21日まで、随時、全国紙、ブロック紙）
（関係府省連携による政府広報）
- 3月16日 委員のテレビ出演による解説
- 3月22日 委員のテレビ出演による解説（関係府省連携による政府広報）
- 3月23日 マスメディア関係者との懇談を実施

(2) 講演会等の開催を通じた情報提供

- 3月17日 「食の安全・安心フォーラム in ちば」（千葉県千葉市）
- 3月19日 「食品に関するリスクコミュニケーション（鳥インフルエンザワクチンに関する意見交換会）」（東京都千代田区）
- 3月22日 「食のリスクコミュニケーション講演会（京都）」
（京都府京都市）
- 3月24日 「食の安全・安心シンポジウム」（石川県金沢市）

表1 「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について」（平成15年10月29日企画専門調査会意見）の記載事項の実施状況について

項目	記載事項	実施状況	備考
1 食品安全委員会の運営全般について	<p>食品安全委員会は、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に従って会議の公開を進めるとともに、議論の過程を国民に知らせることにより、透明性のある運営を進める。</p>	○	<p>平成15年度においては、38回の委員会会合をすべて公開で開催した。</p>
	<p>食品安全委員会において、客観的かつ中立公正な食品健康影響評価の実績を積み重ねていくことにより、食の安全に対する消費者の不安や不信感の解消に努める。</p>	○	
	<p>企画、リスクコミュニケーションなどの各専門調査会は、相互に十分な連携を取りながら調査審議を行う。各専門調査会の開催情報は、事前に公表するとともに、各専門委員に周知する。</p>	○	
2 食品健康影響評価について	<p>食品安全委員会は、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を実施する。食品健康影響評価は、食品安全基本法に基づきリスク管理機関から要請された事項について実施するだけでなく、国民からの意見や情報のほか、国内外の新たな科学的知見や危害情報の収集・分析により、国民の健康への悪影響が生ずるおそれがあると認められる場合には、食品安全委員会自らの判断により食品健康影響評価を実施する。</p>	△	<p>食品安全委員会自らの判断による食品健康影響評価については、現在のところ実績はないが、今後、企画専門調査会において、少なくとも6ヶ月ごとに、当該評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討を行い、当該結果を基に、食品安全委員会において、自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象を決定することとしている。</p>
	<p>緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、食品安全委員会においても、当該措置の実施状況やその後の科学的知見について、十分把握するよう努める。</p>	○	<p>緊急に食品健康影響評価を行った案件としては、アマメシバがあり、食品安全委員会において、「アマメシバ粉末のラットを用いた反復投与毒性試験調査」を行い、更なる知見・情報の収集に努めているところである。</p>
	<p>より説得力を持って評価結果を示すため、定量的に評価結果を示す手法について検討する。</p>	△	<p>一部、添加物、農薬、動物用医薬品等については、定量的な評価結果を示しているが、その他については、定量的な評価手法に関する情報収集を行っている。</p>
	<p>新たに開発される食品の安全性評価の手法について早急に検討する。</p>	○	<p>平成15年度においては、遺伝子組換え食品について、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準等3つの評価基準を策定し、これに基づき、食品健康影響評価を行っている。</p>
	<p>遺伝子組換え食品とアレルギーとの関係について、市販後における人に対する疫学的な調査の実施の可否を含め、消費者の不安を取り除くためにはどのような対応を講じるべきかを検討する。</p>	△	<p>今後の検討に資するため、遺伝子組換え食品中に新たに産生されるたん白質のアレルギー性の評価手法に関する情報収集を行っている（15年度調査事業）。</p>

	食品健康影響評価の実施に必要な資料について、今後、評価対象ごとに明確化を進め、公表する。	△	必要に応じ、食品健康影響評価のガイドラインを作成し公表することとしている。 なお、平成15年度においては、遺伝子組換え食品に係る3つの評価基準を策定済みである。
	食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行うべき事項の有無について、定期的に（1ヶ月ごとなど）議論する。	△	今後、企画専門調査会において、少なくとも6ヶ月ごとに、当該評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討を行い、当該結果を基に、食品安全委員会において、自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象を決定することとしている。
3 意見交換会・広報活動等について	産学官と消費者との間のコミュニケーションの促進のためにも、食品安全委員会において、科学的な見地からリスクコミュニケーションを進める。	○	平成15年度においては、全国各地で38回の意見交換会等を開催した。
	食の安全にかかわり、国民が接触する機会の多い団体との間のコミュニケーションについても推進する。	○	平成15年度においては、消費者団体、食品関係団体等と14回の懇談会を開催した。
	より適切に食品安全委員会の見解が国民に伝わるよう、報道関係者との間で意見交換を推進する。	○	BSEや鳥インフルエンザといった国民の関心が高い問題について、マスメディア関係者との懇談を実施した。
	食品健康影響評価のガイドラインの作成や個々の評価の実施に当たり、結論を出す前に、原則として国民からの意見募集を行う。	○	遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準等の食品健康影響評価のガイドラインや各専門調査会における食品健康影響評価に関する審議結果について、意見・情報の募集を実施した（平成15年度は23件）。
	食品健康影響評価の実施後速やかに、ホームページにおいて、わかりやすく評価結果を解説したページを公開する。その際、消費者の視点に立った説明を心がけるよう努める。	△	平成15年度においては、「伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について」及び「サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に接種させることが可能な粉末、錠剤等の加工食品」に係る食品健康影響評価について、評価結果の解説を食品安全委員会のホームページに掲載している。
	ホームページについて、最近特に話題になっている事項等を「トピックス」として掲載するなど、掲載の仕方にメリハリを付けるとともに、できる限り平易な言葉による説明を心がけることにより、一般の消費者にとってわかりやすいものとなるよう工夫する。	○	BSEや鳥インフルエンザについて、わかりやすいQ&Aや各種資料等を整理し、トピックスとして食品安全委員会のホームページに掲載している。
	食品健康影響評価やリスクコミュニケーションの前提となる専門用語について、一般の消費者向けに、わかりやすい解説を作成し、意見交換会において配布したり、ホームページに掲載するなど、その理解の促進に努める。	○	食品の安全性に関する専門用語について、わかりやすく解説した用語集を作成し、食品安全委員会のホームページに掲載するとともに、意見交換会において配布している。
	人が多く集まる市役所等の施設でパンフレットを配布するなど、食の安全・安心に対しあまり関心がない方々にも、関心を持っていただき、正しく理解していただくための方策について、十分に検討する。	○	食品安全委員会の概要・役割について解説したパンフレットを作成し、意見交換会等において配布するとともに、リーフレットを作成し、都道府県を通じて全国の市町村等に送付の上、市役所等人が多く集まる施設にお

			ける一般市民への配布を依頼しているところである。
	国民にとって身近な地方行政機関との間で、食の安全に関する一層の情報・意見の交換に努める。	○	平成15年度においては、3自治体と共催で意見交換会を開催するとともに、11自治体が行う意見交換会に食品安全委員会委員等を派遣した。 なお、平成15年9月には、食品安全委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、全国127自治体（都道府県、保健所設置市及び特別区）との連絡会議（全国食品安全連絡会議）を開催した。
	委員は、意見募集等を通じて出された国民からの生の意見に目を通すよう努める。	○	
	国民からの質問・意見やそれに対する回答・対応については、よく聞かれる質問に対する回答などの形で、原則として公開するよう努める。	○	「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等のうち、多く寄せられたものについては、Q&Aとして整理し、毎月、委員会会合において報告するとともに、食品安全委員会のホームページに掲載している。 また、食品安全モニターから、随時、食品安全行政に関する意見や情報提供等の報告を受け付け、適宜、意見等に対するコメントを付し、毎月、委員会会合において報告するとともに、食品安全委員会のホームページに掲載している。
	リスク管理機関の審議会と食品安全委員会との役割分担について、わかりやすく説明する。	○	食品安全委員会のホームページに食品安全委員会とリスク管理機関との役割分担についての説明図を掲載している。
4 緊急事態への対応について	当面、緊急時対応専門調査会における検討を踏まえ作成された「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）」に基づき、適切に対応するとともに、より具体的・詳細な対応について検討する。	○	緊急時における国の対処の在り方等を明らかにした「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」をリスク管理機関と連携して策定するとともに、「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）」についても所要の改正を行った。 今後、主要な危害要因ごとの個別マニュアルについて、順次、検討する予定である。
5 関係行政機関、外国政府及び国際機関との連携について	関係行政機関における食品の情報システムとの連携を図る。	○	関係行政機関の情報システムと相互連携を図ることを想定したシステム構築のための基礎的な調査を実施した。 今後、食品の安全性の確保に関する国内外の情報を蓄積・整理するための「食品安全総合情報システム」の構築を推進する。
	リスク管理機関との間で、相互に連絡窓口を設置し、定期的な意見交換を行うとともに、情報の共有化を進めるなど、緊密な連携を図る。	○	関係行政機関との間で情報連絡窓口を設置するとともに、定期的に情報交換を行うための「食品リスク情報関係府省担当者会議」を毎月開催している。 また、食品の安全性の確保に関する情報について、国内外の関係機関やマスメディア等から幅広く収集・整理・分析するとともに、当該情報を厚生労働省、農林水産省、環境省等に対して定期的に提供している。

<p>外国政府や主要な関係国際機関との間で、随時、情報や意見の交換を行うなど、相互に連携を図ることにより、海外における最新の科学的知見の収集・分析に努める。</p>	○	<p>海外の関係機関との情報連絡窓口を相互に設置し、必要に応じて情報交換を行い得る体制を整備した。 また、諸外国の政府機関等を訪問し情報交換を行うとともに、国際会議への出席等を通じて最新の科学的知見の収集・分析を行っている。</p>
<p>食品安全委員会は、収集した情報に基づき、食品の安全性の確保に関する重要な事項について、必要と判断する場合には、関係行政機関の長に意見を述べる。</p>	—	<p>平成15年度においては、実績はない。</p>

注：「実施状況」の欄中、「○」は実施済み又は実施中であることを、「△」は一部実施済み又は実施中であることを、「×」は未実施であることを、「—」は実施の必要性がなかったことを示している。

表3 食品健康影響評価を要請された案件の専門調査会別の処理状況
(平成15年度)

専門調査会名	既要請品目				
		評価終了	意見募集中	処 理 中	資料要求中
添 加 物	31	14	0	9	8
農 薬	119	17	0	77	25
うち清涼飲料水	93	0	0	74	19
動物用医薬品	13	8	1	3	1
化学物質	—	—	—	—	—
汚染物質	49	0	0	49	0
うち清涼飲料水	48	0	0	48	0
器具・容器包装	1	1	0	0	0
微生物	1	0	0	1	0
ウイルス	0	0	0	0	0
微生物・ウイルス合同	1	1	0	0	0
プ リ オ ン	5	4	0	1	0
かび毒・自然毒等	2	1	0	1	0
遺伝子組換え食品等	12	2	0	7	3
新 開 発 食 品 等	37	10	9	1	17
肥料・飼料等	6	5	0	0	1
動物用医薬品・肥料・飼料等合同	1	0	0	1	0
合 計	278	63	11	150	55

注： 清涼飲料水の規格基準の改正に関して、農薬93品目及び汚染物質48品目の食品健康影響評価を要請されているため、それぞれ農薬専門調査会及び汚染物質専門調査会に計上している。

(参考) 安全性評価基準及び安全性評価の考え方の策定状況

① 平成16年3月31日現在、策定済みのもの

- ・ 遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準
- ・ 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
- ・ 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準

② 平成16年3月31日現在、策定中のもの

- ・ 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
- ・ 家畜への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針